

2025年
改訂版



会員の手引き



ファミリー・サポート・センター〈熊本〉



趣旨／会員の種類としくみ

ファミリー・サポート・センターとは

ファミリー・サポート・センター<熊本>は、「子どもを預けたい人」(依頼会員)と「子どもを預かりたい人」(協力会員)が会員として登録し、会員相互の信頼関係のもとに援助活動を行います。地域の中で安心して子育てができる環境づくりを目的とした、子育て支援組織です。

熊本市では、地域で助け合う相互援助活動を組織化する育児支援策の一つとして平成9年に発足しました。

種類

依頼会員

子どもを預けたい方

熊本市内に居住または勤務・通学する方で、生後3カ月(病児は生後6カ月)から小学6年生までのお子さんをお持ちの方。講習会(2時間程度)を受講した方

協力会員

子どもを預かる方

原則熊本市内在住で、満20歳以上の健康な方。講習会(26時間程度)を受講した方

両方会員

依頼会員と協力会員の両方を兼ねる方

しくみ

保育園へのお迎えと預かりができる方を紹介してほしいのですが...

はい、協力会員さんを探してみますので、活動内容を詳しく教えてください

はい、その内容なら大丈夫ですよ





活動の内容

ファミリー・サポート・センター〈熊本〉で行う活動は、「一般」「病児」の2種類に分かれています

一般 一時的で軽易な預かり、送迎などの援助活動

- ① 保育施設や学校などの開始前や終了後にお迎えに行けないとき
- ② 冠婚葬祭や各種行事へ参加するとき
- ③ 買い物、スポーツ、ボランティア活動、講習会参加などのとき
- ④ リフレッシュなど自分の時間を持ちたいとき
- ⑤ 保護者が病気や出産などのとき
- ⑥ 家族の看護、介護などのとき
- ⑦ 保育施設や学校が休みのとき
- ⑧ 通院や健診(検診)に付き添いが必要なとき



病児 病児・病後児の預かりや送迎などの援助活動

- ① 病児を医療機関に受診させてほしいとき
- ② 病児・病後児を預かってほしいとき
- ③ 病児・病後児保育室、依頼会員宅、協力会員宅及び医療機関等への送迎
- ④ 保育所等から病気等の連絡があったときの送迎



※子どもを預かる場所は協力会員宅、依頼会員宅、児童館や子育て支援拠点等、子どもの安全が確保できる場所(依頼会員宅での預かりは、依頼会員在宅時に限る。職場や商業施設は除く)とします。

※活動時間は午前6時～午後10時。宿泊・入浴は行いません

※責任ある大人がいないところへの送迎はできません

※病児の活動は、医師の診断が必要です

※病児・病後児の預かりは、協力会員一人に対し一人とします
(きょうだい預かりは行いません)

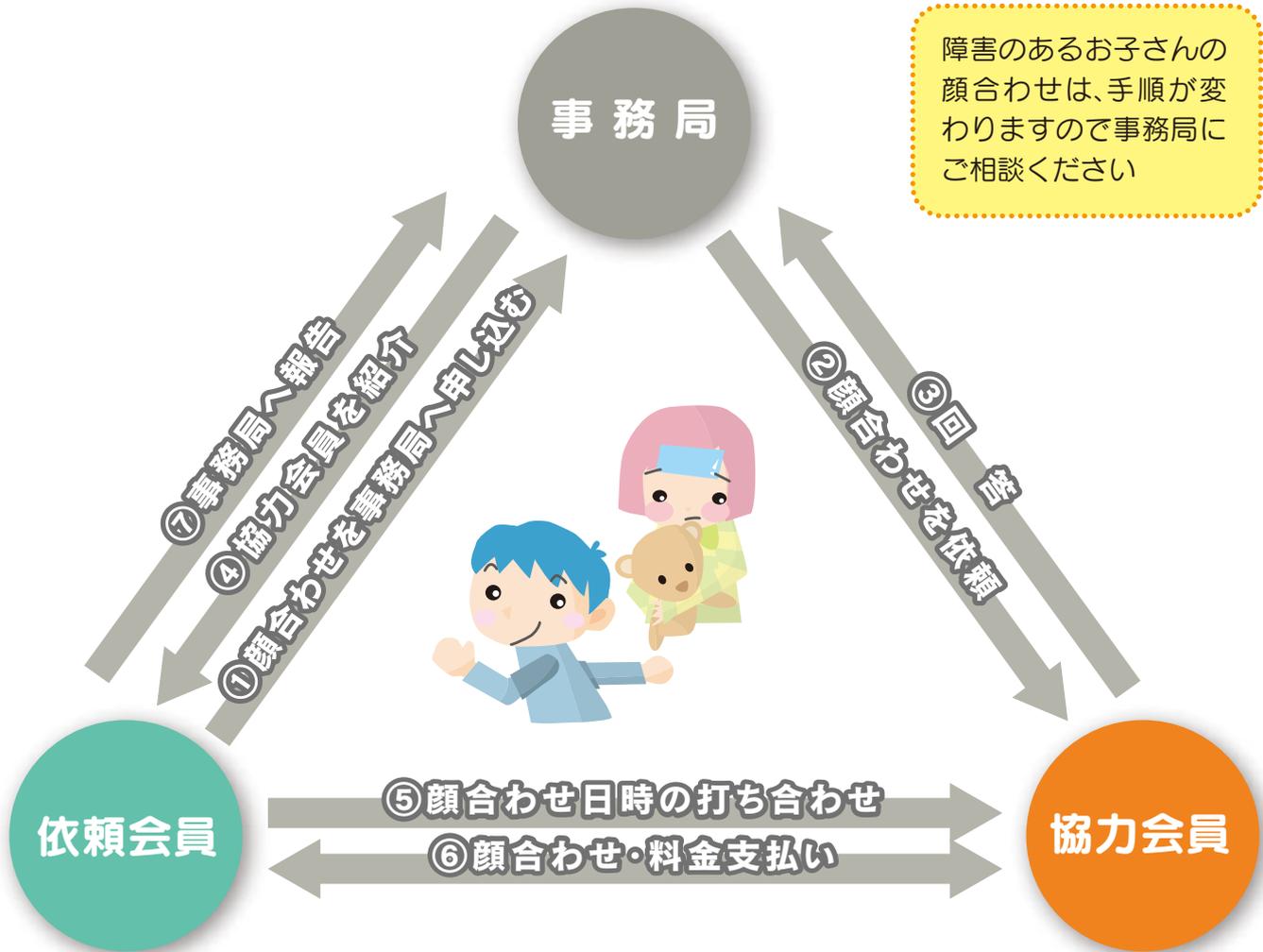
※病児の送迎は、原則タクシー利用となります

※投薬がある場合は、病児の活動となります



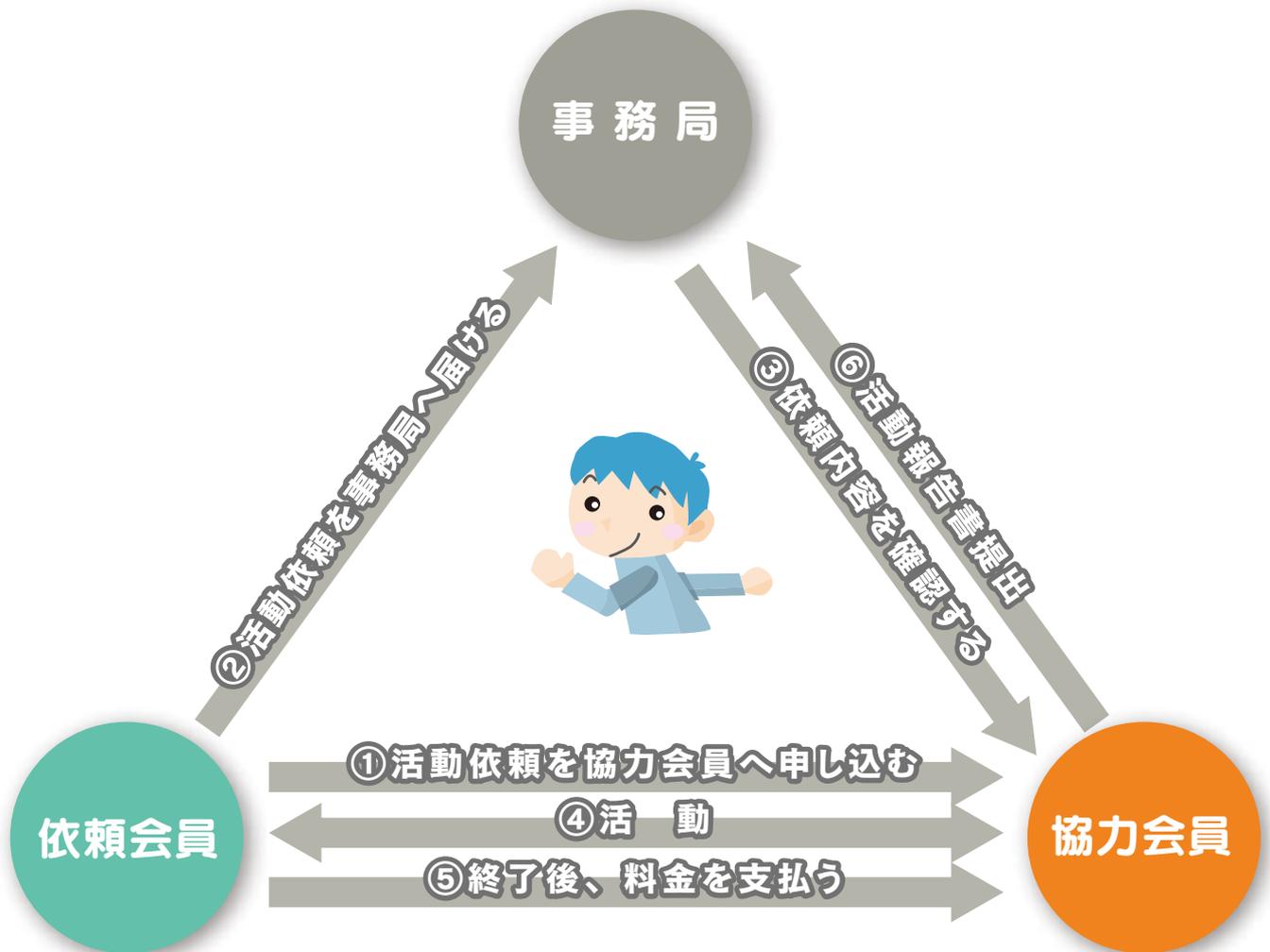
活動の流れ

■ 顔合わせ 一般 病児



- ① 依頼会員が事務局に、顔合わせの申し込みをします
- ② 事務局が、依頼内容に沿った協力会員を探し、依頼します
- ③ 協力会員が事務局に、活動可能かどうか回答します
- ④ 可能な場合、事務局から依頼会員へ、協力会員を紹介します
- ⑤ 依頼会員が協力会員に電話し、顔合わせの日時を決めます
- ⑥ 依頼会員は援助を依頼する子どもを連れて、協力会員宅で顔合わせ、または依頼会員宅で行います
 ※必要書類持参。おやつ・食事代、交通費については十分に打ち合わせをしておきましょう。顔合わせ終了後に料金を支払います
- ⑦ 依頼会員は、顔合わせが終了したら事務局へ報告します
 ※顔合わせ、または最後の活動から2年が経過した場合は、再度顔合わせが必要です（要顔合わせ料金）

■活動  一般

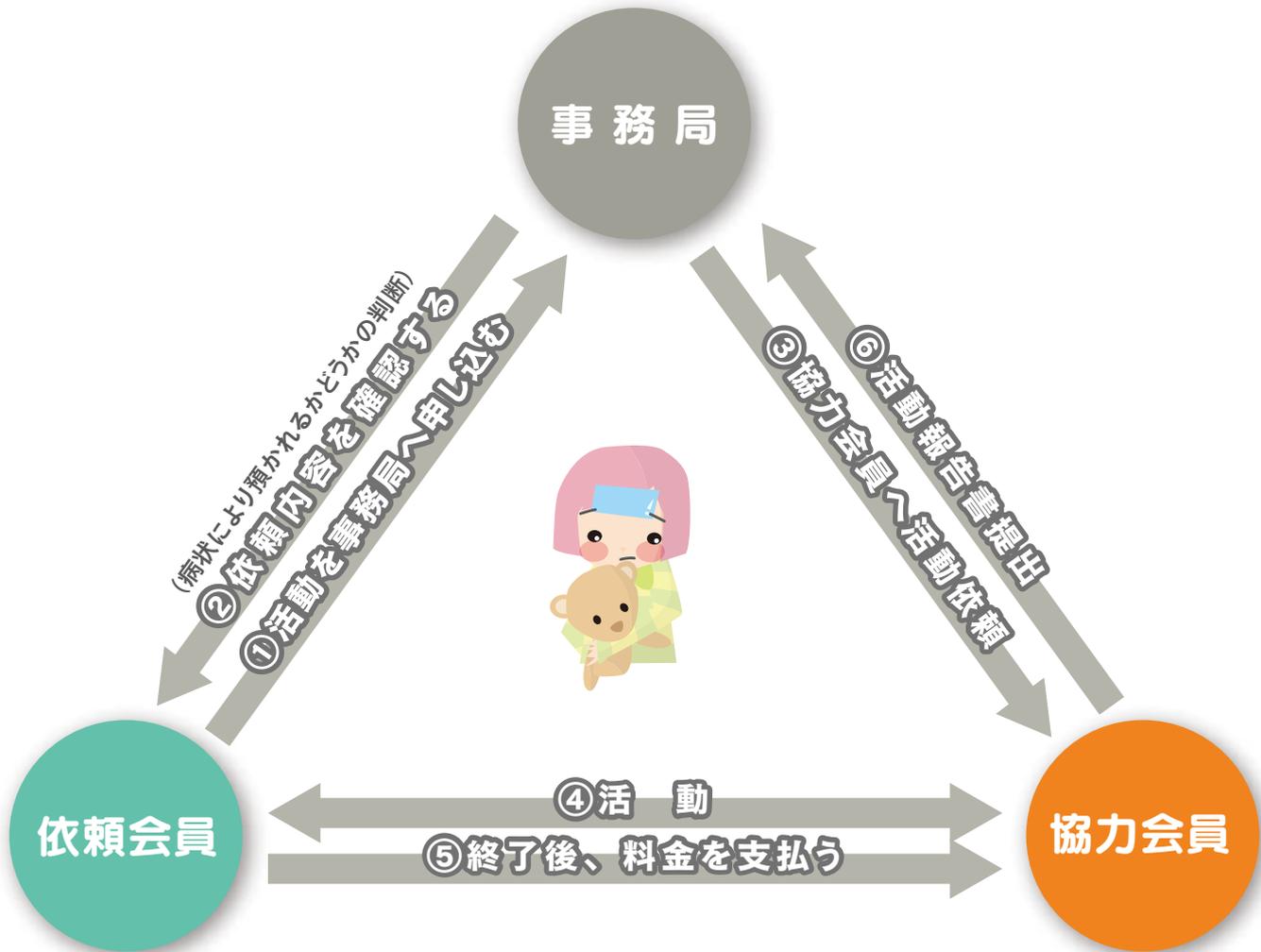


- ① 依頼会員が直接、顔合わせした協力会員へ活動を申し込みます
- ② 活動依頼が成立したら、依頼会員が事務局へ、活動を届け出ます
※活動の届け出がない場合は、当センターが加入している保険が適用になりません
※届け出は電話（時間外は留守番電話）、またはFAXでお願いします
- ③ 事務局から協力会員へ、依頼内容を確認します
- ④ 協力会員は、依頼内容に沿った活動をします
- ⑤ 活動終了後、依頼会員は協力会員に利用料金を支払い、報告書にサインか捺印します
- ⑥ 協力会員は翌月5日までに、活動報告書を事務局へ提出します
※活動中に子どもが病気になった場合は、必ず事務局と依頼会員へ連絡を入れてください



活動の流れ

■活動 病児



① 依頼会員は事務局へ、活動を申し込みます

- 事務局は依頼会員へ依頼内容を確認します（病状によって預かりが可能かどうか判断する）
※RS ウィルス、麻疹の場合は、お預かりできません。
- 事務局から顔合わせした協力会員へ、活動を依頼します
- 可能な場合、協力会員は、依頼内容に沿った活動を行います
※投薬をお願いする場合、事故を防ぐために必ずメモを渡して説明しましょう
- 活動終了後、依頼会員は協力会員に利用料金を支払い、報告書にサインか捺印します
- 協力会員は翌月5日までに、活動報告書を事務局へ提出します

< 活動当日 >

依頼会員

- 子どもの体調はどうか確認しましょう
- 保育園等の送迎をお願いする場合は、保育園等へ協力会員の名前、連絡先を知らせておきましょう
- 協力会員と連絡が取れるようにしておきましょう
- 子どもを迎えに行ったら、利用料金を払い、報告書にサインか捺印をしましょう
- 準備物をチェックし、忘れ物のないようにしましょう
(オムツ、着替え、おもちゃなど)

協力会員

- 自宅の安全チェックをしましょう→P11
- 送迎や医療機関への受診の場合、会員証、緊急時連絡の電話番号、委任状(病児)を持って活動しましょう
- 活動報告書を準備しましょう

会員同士のコミュニケーションを大切にしましょう。協力会員の活動は有償ボランティア活動です。顔合わせ、活動の際には、依頼会員の方は協力会員の方に感謝の気持ちを伝えましょう。

< 事務局対応時間 >

7:00	9:00	17:00	19:00
電話受付 病児・緊急時	事務局開設時間 (窓口・電話受付)	電話受付 病児・緊急時	



病児の依頼は、必ず直接事務局にご連絡ください。
病児の活動は、事務局閉所時(日曜・祝日・年末年始)はお休みです。



利用料金について

■利用料金の基準

利用日・時間帯		1 時間当たり	
		一般保育	病児保育
平日	基本時間 (午前 7 時～午後 7 時)	600円	900円
	早朝 (午前 7 時前) 夜間 (午後 7 時後)	700円	1,000円
土日祝日・年末年始 (病児：土曜のみ)		700円	1,000円

<備 考>

- ① 利用料金は、協力会員が子どもを預かった時点から算出する。
- ② 1 時間を単位とする。
- ③ 最初の 1 時間は、それに満たない場合でも 1 時間とみなす。
- ④ 最初の 1 時間を超えたら、30分以下は基準額の半額とし、30分を超え 1 時間までは 1 時間とする。
- ⑤ 時間が連続5時間を超える場合は、6時間目から 1 時間あたりの利用料金600円は500円に、700円は600円に、900円は800円に、1,000円は900円とする（6時間目から100円引）。
- ⑥ きょうだいで複数の子どもを同時に預けるときは、2人目からは半額とする。ただし、病児保育は協力会員1人につき子ども1人とする。
- ⑦ 交通費、食事(ミルク)代、おやつ代、診療代(病児)等の実費については、依頼会員と協力会員の双方が合意のうえ、当該料金を支払う。
- ⑧ 顔合わせ時の利用料金は、平日の一般保育の基本時間に準じる。
- ⑨ 子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援施設等の施設等利用費の償還払いの請求を行う場合において、子ども1人あたりの利用料の算出が必要なときは、利用料金を預けた子どもの人数で除した額とする。ただし、1円未満の端数は預けた子どものうち最も年齢が低い子どもの利用料とする。

■キャンセル料

依頼活動を取り消す場合は、相手の会員および事務局へ連絡し、次のとおり依頼会員が協力会員にキャンセル料を支払う。

取り消し日		キャンセル料
前日までの取消		無料
当日取消	開始予定時刻までの取消	1時間分の $\frac{1}{2}$
	開始予定時刻を過ぎての取消	1時間分 × 過ぎた時間
無断取消		全額

利用料金は活動終了後、依頼会員が協力会員へ直接支払うことになっていますが、有償ボランティアとしての活動に対する謝礼金のようなものであり、雇用関係における労働の対価を意味するものではありません。

この利用料金の趣旨を踏まえ、協力会員は大切なお子さんをお預かりする責務を認識し活動に臨む必要があります。一方で依頼会員は相互援助活動の仕組みや協力会員の取り組みを理解の上、お子さんをお預けになることが大切です。

■無償化について

令和元年10月から幼児教育・保育の無償化が始まりました。ファミリーサポート事業は、認可外保育施設等として無償化の対象になっています。制度や認定など、詳しい内容についての問い合わせ先は下記を参照ください。

【問い合わせ先一覧】

- 無償化の制度や償還払いについて → 熊本市 保育幼稚園課
- 給付の認定について → 各区役所の保健子ども課
- 活動報告書について → ファミリー・サポート・センター〈熊本〉
→ 熊本市 子ども支援課
- 無償化の対象となる利用料について → 熊本市 子ども支援課



補償保険制度について

万一のケガや事故に備えて、事務局で一括して保険に加入しています。保険料は事務局(熊本市)で負担しています。

① サービス提供会員傷害保険

サービス提供会員(両方会員・協力会員)が、保育サービスの提供中や保育サービスを提供するため自宅と依頼会員の子ども宅や保育所等への往復途上(自宅と通常の経路)において、急激かつ偶然な外来の事故により傷害を被った場合に補償するものです。

② 依頼子供傷害保険

依頼会員の子どもが、保育サービスを受けている間に、急激かつ偶然な外来の事故によって傷害を被った場合に、サービス提供会員(協力会員)の過失の有無にかかわらず補償するものです。

③ 賠償責任保険

サービス提供会員(協力会員・両方会員)が、保育サービス提供中、監督ミスや提供した飲食が原因で第三者(依頼会員の子どもを含む他人なお、サービス提供会員と同居の親族を除く)の身体または財物に損害を与えたことにより、法律上の賠償責任が生じた場合に、センターもしくはサービス提供会員が負担する賠償金等を補償するものです。

※自動車で送迎中、車の損傷があった場合は、協力(両方)会員が加入している自動車保険で対応していただくことになります。

④ 研修・会合傷害保険

センターが主催する各種事業(研修・交流会、事前打ち合わせ、サブリーダーの活動等)及び女性労働協会の補償制度に加入している事業の参加者が、事業の開催中及び各種事業への往復途上(自宅との通常の経路)に傷害を被った時に補償するものです。

⑤ お見舞金制度

依頼会員の子どもが、協力会員宅の財物を破損したり、協力会員の子どもにケガをさせた場合に、協力会員に対して30,000円を限度にお見舞金をお支払いする制度です。

- ★事故が発生した場合は、直ちに事務局に連絡してください。
- ★事故の日時・場所、相手がいる場合は補償金請求書類記入に必要ですので、氏名、連絡先、事故の状況(物損事故の場合は写真および壊れた現物)などを記録しておいてください。

援助活動は、援助を行う者と援助を受ける者との請負または準委任契約に基づくものであり、援助活動中に生じた事故は、基本的には当事者である会員相互間において解決することになっています。



■ヒヤリ・ハット事例

- ・ミニトマトをカットせずに提供し、喉に詰まらせようとした
- ・チャイルドロックをかけ忘れていたため、突然ドアを開けようとした
- ・提供しようとしたおやつに、入っていないと思っていたアレルギー源が含まれていた
- ・病児の預かりで薬を飲ませようとしたら、打ち合わせ時に指定された薬が入っていなかった
- ・室内犬をゲージに入れ忘れていたため、遊んでいてひっかかれそうになった

※全国から寄せられた身近に起きた「ヒヤッとした、ハッとした」事例です



安全チェックリスト

- 火災や地震の際の避難場所を知っていますか。
- 119番を呼ぶ際に必要となる情報(活動場所の住所、目印となる建物)について把握していますか。
- 緊急連絡先(依頼会員、センター、かかりつけ医など)を控えていますか。
- 階段や段差のあるところには、子どもが落ちないように対策がしてありますか。
- ドアがボタンと閉まらないような対策がしてありますか。
- たばこ、ライター、薬、化粧品、洗剤、刃物などを子どもの手の届かないところに置いていますか。
- 硬貨、ピアスなどの小物、あめ玉、ピーナッツなど子どもが飲み込んでしまうようなものは子どもの手の届かないところに置いていますか。
- ビニール袋やラップなどを子どもの手の届かないところに置いていますか。
- 熱いお茶、ポット、鍋、アイロンなどを子どもの手の届かないところに置いていますか。
- 反射式石油ストーブやファンヒーターなどは子どもの手の届かないような対策がしてありますか。
- 浴槽や洗濯機に水を溜めたままにしませんか。浴室に鍵をかけるなど、子どもが1人では中に入れないような対策がしてありますか。
- 子どもがベランダや窓から飛び出さないように踏み台となるような物を片づけましたか。1人で出ないように鍵をかけましたか。
- 子どもをベビーベッドなどの高いところに寝かせる場合、転落防止のための対策はとってありますか。
- 子どもの寝床にぬいぐるみやタオルなど、口や鼻をふさぐ危険があるものを置いていますか。
- ブラインドの紐は子どもが首をひっかけてしまわないように、子どもが届かない高さでくくってありますか。
- 子どもを自動車に乗せるとき、チャイルドシートを使用し、ドアやパワーウィンドウをロックしていますか。





活動中の事故対応と緊急連絡先

事故発生!!

- ・預かっているお子さんがケガをした
- ・車で送迎中に事故に遭ったなど…

協力会員



子どもの状態確認・応急処置
 容態によっては救急車を呼ぶ(119番)・搬送

依頼会員
保護者へ連絡

事務局

どんな小さな事故でもご連絡ください!!!



◆月～土曜
 午前9時～午後5時
 ☎096-345-3011

◆事務局閉所時
 ☎096-273-6808
 ※事務局が把握している活動に限る

熊本市・国へ報告



会員の約束

- 1 ファミリー・サポート・センター〈熊本〉のきまりを守りましょう。
- 2 個人情報やお互いのプライバシーを守りましょう。
- 3 お互い事前に約束した援助活動を行います。それ以外は求めてはいけません。必要以上の援助はしないようにしましょう。活動を行う中で、新たな援助の必要が生じた場合は、依頼会員と協力会員で相談して決めましょう。
- 4 開始時間と終了時間など、約束した時間を守りましょう。
- 5 協力会員は、安全チェックリスト(11ページ)により、常に子どもの安全を確認しましょう。
- 6 援助活動を、政治・宗教・営利活動に利用してはいけません。
- 7 送迎について
 - 送迎に際しては、原則として公共交通機関（タクシーを含む）を利用していただくことが望ましいのですが、この公共交通機関利用に伴う交通費や自家用車を使用する場合の費用負担について、会員同士で必ず書面を取り交わしておいてください。協力会員が送迎時に自家用車を使用し、仮に事故が起きた場合は、協力会員の使用車の保険対応になることを了解した上で使用してください。
 - やむを得ず協力会員の自家用車を利用する場合は、交通ルールを遵守し、下記に注意しましょう。

自家用車	6才未満の子どもにはチャイルドシートが必要です。 チャイルドシートは、依頼会員が準備してください。 (貸出については、事務局にご相談ください)
※自転車	禁止です。

- 8 事務局が発行する資料には、必ず目を通しましょう。



インフォメーション

当センターでは毎年、交流会・研修会を開催しています。日程や内容などの詳細は、広報誌やホームページ、市政だよりでお知らせします。ぜひご参加ください。

●全体交流会

対象／協力会員、依頼会員、両方会員、一般の方

内容／会員間の交流と当センターの事業告知を目的とした、親子で参加できる楽しいイベントです。

●地区交流会

対象／協力会員、依頼会員、両方会員

内容／主にワークショップ形式で実施。毎年、会員間の楽しい交流の場になっています。

●協力会員交流会

対象／協力会員

内容／協力会員同士で活動についての悩みや疑問を話し合い、よりよい活動につなげるための交流会。

●フォローアップ研修会

対象／協力会員、依頼会員、両方会員

内容／会員のレベルアップを図るため、さまざまな専門講師による講演やワークショップなどを行っています。

上記の交流会・研修会では、5区8名の方にサブ・リーダーとして運営の手伝いや会員間の交流のサポートをお願いしています。毎月実施している当センターの定例会議では、サブ・リーダーとともに、各地区の活動報告や意見交換なども行っています。



ファミリー・サポート・センター〈熊本〉

〒860 - 0862

熊本市中央区黒髪3丁目3-10 熊本市男女共同参画センターはあもにい

TEL.096-345-3011 / TEL.096-345-3039

FAX.096-345-3012

【開所日・時間】〈月～土〉午前9時～午後5時 ※日・祝日・年末年始は休み

【ホームページ】 <http://www.famisapo-kumamoto.info/>

病児・緊急時対応：TEL.096 -273 -6808

〈月～土〉午前7時～午後7時

サブ・リーダー氏名	電話番号